

オープンカウンター方式についての注意事項

- 1 オープンカウンター方式とは、県が調達案件を入札情報公開システム等で公開し、参加を希望する事業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。
参加を希望する場合は、電子入札システム（以下「システム」という。）により指定の期日までに見積書を提出してください。
- 2 オープンカウンターによる見積合わせへ参加する際は、「福島県電子見積運用基準（物品）」及び「福島県オープンカウンター方式実施要領（物品）」を遵守してください。
- 3 事業所の所在地等条件
本調達の対象事業者は、福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する有資格者に限定しています。
したがって、この条件を満たさない事業者の見積りは、無効とします。
- 4 3の「自社の印刷設備で製造する有資格者」とは、物品購入（修繕）競争入札参加資格申請の提出書類である印刷設備状況一覧表（第6号様式）において、自社の印刷設備（組版、印刷及び製本・加工のすべての設備）を保有し、製造できる旨の提出があった有資格者です。なお、当該印刷物について自社の保有する一部の印刷設備で製造できる場合は、見積書受付期限までにその旨を入札用度課に申し出てください。
また、印刷設備状況一覧表（第6号様式）の内容に変更がある場合は、見積書受付期限までに物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により届出のうえ、その旨を入札用度課まで電話で連絡してください。
- 5 契約金額は、システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力して下さい。
- 6 仕様等について不明な点がある場合は、登録日から起算して3日目（休日を除く。）までの間に、システムにより質問を提出し確認してください。
- 7 当日の状況により見積合わせ実施時間がずれることがあります。また、見積合わせへの立ち会いは認めておりません。
- 8 最低価格が予定価格に達しなかった場合は、再度見積合わせを行う場合があります。

■契約書・請書の作成などについて

- 1 契約書など
契約金額（税込）が100万円以上の案件は「契約書」を2部、50万円以上100万円未満の案件は「請書」を1部作成し、提出いただくことが必要です。別途連絡いたします。50万円未満の案件は作成不要ですので「見積結果通知書」が発注の連絡になります。（発注書の送付はしません。）
なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。電子契約による契約締結を希望する場合は、契約決定後、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課（nyuusatsum_youdo@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出してください。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約と

します。) なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照してください。

(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

2 提出期限

見積決定後、10日以内(土日等を除く)に提出してください。